

令和2年度5月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことを踏まえ、事業活動に影響を受けている事業者への更なる支援を行うため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	5月補正予算額	5月現計予算額	(参考) 2年度5現/ 元年度6現
一般会計	19,593.41	125.00	19,718.41	106.2
特別会計	21,422.45	—	21,422.45	103.4
企業会計	1,486.46	—	1,486.46	130.8
計	42,502.33	125.00	42,627.33	105.5

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	5月補正予算額	5月現計予算額
繰入金	581.11	125.00 [※]	706.11
その他	19,012.29	—	19,012.29
計	19,593.41	125.00	19,718.41

※ 繰入金は全て財政調整基金繰入金

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾) 125億円

緊急事態宣言の延長に伴い、休業又は夜間営業時間を短縮した中小企業及び個人事業主等に対して協力金を支払う。

対象者 (①②いずれかに該当する事業者)	県内に事業所等を有し、令和2年5月7日から5月31日までの期間のうち、少なくとも期間中20日、 ①県からの要請等に協力し、休業又は夜間営業時間を短縮(夜間営業時間の短縮は食事提供施設のみ対象)した事業者 ②県からの要請等はないが、自主的に休業した事業者
支給金額	1事業者あたり 10万円
手続き開始時期	第1弾の協力金交付終了後(※)、速やかに開始予定 ※第1弾の協力金の申請受付期限は令和2年6月1日まで

[産業労働局中小企業部中小企業支援課長 電話 045-210-5550]

II 条例案について

1 条例案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	2 件
計	3 件
(参考)5月補正予算	1 件
合 計	4 件

2 条例案の概要

【条例の制定等】

- 知事等の特別職及び管理職手当受給者に対する給与減額措置関係2議案
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の特別職及び管理職手当受給者の給与を減額するため、所要の定め及び改正を行う。

《条例の制定》

- ①知事等の期末手当の特例に関する条例

《条例の改正》

- ②職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例

①[総務局組織人材部人事課副課長 電話 045-210-2153]

②[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

【条例の改正】

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事した場合における感染症等接触手当の特例に関し、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252

II 条例案について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 古河 電話 045-210-3022